

証券投資信託の信託終了（繰上償還）に関するお知らせ

このたび追加型証券投資信託「DL／ピムコ・米国債券オープン」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして信託を終了（繰上償還）する予定でありますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

平成28年9月30日現在、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った状態となっており、昨今の純資産総額の推移を鑑みるに、今後、純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われまます。また、継続して一部解約の発生も見込まれることから、投資信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることが懸念されます。このような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、当ファンドの信託を終了（繰上償還）することが、受益者の皆さまの利益に資するとの判断に至りました。これより、投資信託約款第47条第9項および第49条第1項の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、平成29年3月8日をもって信託を終了（繰上償還）させていただくための手続きをとらせていただきたいと思います。

2. 信託終了（繰上償還）予定日

平成 29 年 3 月 8 日

3. 諸手続き

当ファンドの信託終了（繰上償還）につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの投資信託約款の規定に従い、異議申立ての手続きをもって実施する予定です。

公告日（平成 28 年 12 月 9 日）現在の当ファンドの受益者（平成 28 年 12 月 7 日までに取得のお申し込みをなされた方）で、信託終了（繰上償還）にご異議のある受益者の方は、平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 1 月 17 日まで（以下、「異議申立期間」といいます。）に、自己の保有される口数についてアセットマネジメント One 株式会社に対して書面をもってその旨をお申し出下さい。

（注）平成 28 年 12 月 8 日以降のお申し込みにより取得された受益権については、当該信託終了（繰上償還）に関する異議を申立てる権利はございません。

異議申立期間中に異議申立てをされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 29 年 3 月 8 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、異議申立をされた受益者は、平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 2 月 10 日までの間に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（原則として受託会社を買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 28 年 12 月 9 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
アセットマネジメント One 株式会社